

暫定措置法を通じ、三十八品目でありまして、その内訳は、税率を引き上げる品目十三、一部について税率を引き上げる品目三、税率を引き下げる品目十八、関税割当制度を採用する品目一、関税割当制度を廃止する品目一と分類を変更する品目二となつております。

石油につきましては、石炭対策の一環として、二年間に限り、原油の基本税率一キロリットル当たり五百三十円を暫定的に一キロリットルにつき六百四十円に引き上げるほか、重油についてもこれに見合う関税の引き上げを行なうとともに、石炭の長期引き取り契約を行なつてゐる電力業及び製鉄業において消費する重油については、従来の還付のほか、その引き取り量増加に伴う補てん措置として今回の原油関税引き上げ分等に相当する額を、負担増加の額を限度として、特別に還付することとしております。

このほか、本年三月三十一日で適用期限の到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳、原子力研究用物品等、航空機及びその部分品等、農林漁業用重油、肥料製造用原油、ガス製造用原油及び石油化学製品等製造用触媒の暫定免稅、石油化学原料用揮発油等にかかる関税の還付並びに関税暫定措置法別表の品目の暫定税率中、国民経済上継続

の必要があると見られるものの適用期限をそれぞれ延長することとしたしておられます。なお、石油化学におきましても、最近灯油及び軽油を原料として使用する事実がありますので、これらについても関税の還付を行なうことといたしました。

次に、関税制度についてであります。が、ガット締約国である外国がわが国に輸出品に対して譲許の撤回等の緊急措置をとつた場合は、これに対抗するため、特定品目の譲許を停止して一定範囲内で税率を引き上げる等の措置をとることといたしました。

今回の国税の改正は、規模におきまして、租税特別措置法等の改正を含めまして、初年度約四百四十二億円、平年度で五百四十億円と相なるわけでござりますが、そのうち、ただいま提案されております二法律案におきましては、初年度で二百九十六億円、平年度で三百五十億円という規模でございます。そのうち、さらに分けた見ますと、所得税の改正におきましては、諸控除の引き上げによります減税額が、初年度で二百七十七億円、平年度で三百二十億円でございまして、法人税の改正の点につきましては、初年度十九億円、平年度約三十億円、大体こういうような規模に相なっております。

以上三法案につきまして、その提案理由と内容の大要を申し上げましたところが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、これら三案の補足説明をお願いいたします。志場税制第一課長。

○説明員(志場喜徳郎君) まず、所得税法の一部を改正する法律案と法人税法の一部を改正する法律案の一法律案につきまして、簡単に補足説明を申します。

今回の国税の改正は、規模におきまして、租税特別措置法等の改正を含めまして、初年度約四百四十二億円、平年度で五百四十億円と相なるわけでござりますが、そのうち、ただいま提案されております二法律案におきましては、初年度で二百九十六億円、平年度で三百五十億円という規模でございます。そのうち、さらに分けた見ますと、所得税の改正におきましては、諸控除の引き上げによります減税額が、初年度で二百七十七億円、平年度で三百二十億円でございまして、法人税の改正の点につきましては、初年度十九億円、平年度約三十億円、大体こういうような規模に相なっております。

まず、所得税法の改正案でございまして、先ほど提案理由で申し述べられておりました通り、主要な点は三点でございまして、第一点は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び専従者控除の

点は、少額貯蓄免税制度の導入でござります。第三点は、外國税額控除制度の改善でございます。

第一点の基礎控除の引き上げでございますが、これは昨年来消費者物価、運賃が高まつてくるということになると、生計費が高まつて、負担の軽減をはかります。

そこで、基礎控除の引き上げでござります。第三点は、外國税額控除制度の改善でございます。

若千専門的になりますけれども、マーケット・バスケット方式による食糧費と申しますのは、わが国の成年男子一日所要カロリー一千五百カロリー。ある程度の勤労なりたしながら健康な生活を続けていくためには、成年男子におきまして二千五百カロリーのカロリーを要するということになつております。それはまあ年齢別によつましにかんがみまして、負担の軽減をはかりますために課税最低限の引き上げを行なおうといふものであります。所得税におきまして課税最低限、すなわち所行なおうといふものであります。所得税がかかる限度をいかなる金額を目安として定めるかということになりますが、それを構成世帯の各構成員別の年齢を平均的なものを求めまして、その年齢に応する所要カロリーをはじきまして、これをとるために必要な内容の食事をとする必要があるかといふことを考へまして、そのためにはどういうふうな献立であればよからうか、献立を必要とするか、私どもも専門家でございませんので、これにつきましては従来から国立栄養研究所に依頼いたしまして、春夏秋冬に応じた献立を作つていただき、それぞれ三食分の献立を何種類か作つていただき、それによりまして、この算定の基礎になつております食物ごとにそれぞれ単価をかけまして食費を求める、こうして定めておるわけでござります。具體的にしかばどういうふうな計算をしておりません。

まず、所得税法の改正案でございまして、先ほど提案理由で申し述べられておりました通り、主要な点は三点でございまして、第一点は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び専従者控除のスケット方式による食糧費を基準にし立は考えませんで、通常のといたします

か、最も簡素な献立でござりますけれども、そういうものをはじきまして、まず食費を求めまして、あとそれを生計費に直すわけでございますが、これにつきましては別途の家計調査——総理府でいたしております家計調査がございまするけれども、これは勤労世帯でござりまするが、その家計調査におきましてそれぞれの世帯別に出ておりますから、ただいま算出したマーケット・バスケットによる食糧費の金額の上に世帯ごとに最も近い食糧費の支出金額が現われておるというそういう世帯におけるエンゲル係数を求めまして、そのエンゲル係数で先ほどの標準的な食糧費を割り戻しておきまして、基準的な生計費を求める、こういう方式をやつておったのでありますから、その同じ方式を使い、昨年——昨年といいますか、ただいまの現行法の課税最低限を定めるのに用いました当时に比べまして、昨年の中ごろないしは下期にかけての物価の状態を考えながら同じ計算をいたして参りますと、そこに上昇が見られるわけでござります。その上昇をそのままにしておきますことは、所得税の負担がその分だけ過酷に及んでいくだらうということが考えられままでの、その上昇分を最低法バーしよじやないか、相殺しようじやないかということを日安に、今回の課税最低

限の金額が求められまして、それを各種控除に割り振つたものでござります。これによりまして現行の課税最低限をきめる際の目安としました程度のものにつきましては、今回の改正案によりまして、物価上昇にかかわらず、大体それをカバーしておるというふうに考えるものでござります。これが課税最低限に關係する各種控除の引き上げでございます。あとはその金額だけをございまして、別段法律的にむずかしい点はないと思います。

それを扱う預入先の金融機関を選んで、ただいまして、その窓口で元本五十万円までのそれらの預金あるいは公社債、公社債投資信託の有価証券の購入、あるいは合同運用信託の預託といふものをやつていただきますと、その利子に対して所得税をかけないことにするといふものでござります。

つまり、簡単に申しますと、一人一店舗一種類の預貯金の元本五十万円までの利子については免税にする、こういうもので、従来の国民貯蓄組合制度

なかつたのであります。今回はそのよ
にかんがみまして、一人一種類一店舗
五十万まででございまして、そのたゞ
には納税者の方が、預貯金の方があ
の銀行等の店舗を通じまして所轄の各
務署に対し少額貯蓄非課税申告書な
ものをお出し願う、こういうことにいた
としておるのであります。もうとも、
その中身は、ただ本人の住所氏名が確
認されればいいわけでございまして、
したがいまして、お互い同士、彼はだ
れの子供であるとか、奥さんであると

ところは問題でありまするの
で、従来の国民貯蓄組合の預金利子に
つきましては、四月及び五月中に支払
われるものは、何らの手続を要しない
でそのまま従来の貯蓄組合法による非
課税規定が働くことにしてお
るわけであります。六月以降引き続き
その貯蓄組合を少額貯蓄免税の対象に
したいというときは、その最初の利
払い期までに、先ほど申しました貯蓄
非課税申告書をその金融機関にお出し
願えればよろしいということで、移り

第二番目の少額貯蓄の免税制度の導入でございますが、これにつきましては、現在国民貯蓄組合法といふのがございまして、その中で、その国民貯蓄組合の利子につきましては所得税をかけないという規定が入っておりますが、この法律は戦争中のものでございまするし、むしろこれを所得税法本法に取り入れまして、零細なる預貯金利子についてはこれを非課税にするといふことが適當ではなかろうかといふことで、国民貯蓄組合制度にがえまして所得税法で非課税措置を設けよう、あるいは公社債ないしは公社債投資信託、以上三種類のうちの一種類を選んでいただきまして、しかもある特定のそ

も元本が五十万円までということとなつておりましたが、これは各営業所ごとに五十万円までの限度といふものが守られるという建前に相なつておりますけれども、各店舗に分けて、一人が数店舗にそれぞれ持つた場合に、これを総合してその一人の人について五十万円までであるかどうかの確認につきましては、十分な取り締まりといいますか、規制は行ないにくかつたと思うのであります。

か、そういう純き柄関係なり、あるいはどれだけの預貯金をするのであるかといふ元本の金額なり、そういうことは書かないのですから、たゞ本人の住所氏名が正当であるということさえわかれはいいわけであります。そういう申告書を出していただきまして、それが銀行の窓口から、銀行がまとめてましまして税務署に送つてくる。その税務署は税務署ごとに名寄せをいたしておきまして、まあ二つ以上の金融機関においてそりいつた口座を持つていることがないかどうかということのチェックになるというような仕組みになつておるわけでございます。

変わりを考えております。
なお、従来窓口貯蓄組合は一人当たり一店舗でございましたけれども、職域あるいは地域組合につきましては、預金を一口あるいは合同運用信託を一口ということです。合わせて百万円までの元本についての非課税制度があつたわけでございます。そういうような人たちには、従来の制度によりますと、一種の期待権と申しますか、二口まで待てるという既得権と申しますが、そういうものを持っておりますので、にわかにこれを奪うことないかがかかるとして、なお一年間につきましては、そういう組合員につきましては一人一口まで今度の少額貯蓄を持ち得る、こういうことにいたしております。その組合員は、昨年十二月末現在におきまして、也或組合ある、は戦前組合の組合

ども、そういうものをはじきまして、まず食費を求めて、あとそれを生計費に直すわけでございますが、これにつきましては別途の家計調査——総理府でいたしております家計調査がございまするけれども、これは勤労世帯でござりまするが、その家計調査におきましてそれぞれの世帯別に出ておりますから、ただいま算出したマーケット・バスケットによる食糧費の金額の上に世帯ごとに最も近い食糧費の支出金額が現われておるという、そういう世帯におけるエンゲル係数を求めまして、そのエンゲル係数で先ほどの標準的な食糧費を割り戻していくまして、基準的な生計費を求める、こういう方式をやっておったのであります。その同じ方式を使い、昨年——昨年といいますか、ただいまの現行法の課税最低限を定めるのに用いました当时に比べまして、昨年の中どころないしは下期にかけての物価の状態を考えながら同じ計算をいたして参りますと、そこに上昇が見られるわけでござります。その上昇をそのままにしておきますことは、所得税の負担がその分だけ過酷に及んでいくだらうということが考えられますので、その上昇分を最低カバーしよじやないか、相殺しようじゃないかということを自安に、今回の課税最低

限の金額が求められまして、それを各種控除に割り振つたものでございまして。これによりまして現行の課税最低限をきめる際の目安としまして程度のものにつきましては、今回の改正案によりまして、物価上昇にかかわらず、大体それをカバーしておるというふうに考へるものでござります。これが課税最低限に關係する各種控除の引き上げでございます。あとはその金額だけござりますので、別段法律的にむずかしい点はないと思います。

第二番目の少額貯蓄の免税制度の導入でございますが、これにつきましては、現在国民貯蓄組合法というのがございまして、その中で、その国民貯蓄組合の利子につきましては所得税をかけないという規定が入つておりますが、この法律は戦争中のものでございまして、むしろこれを所得税法本法に取り入れまして、零細なる預貯金利子についてはこれを非課税にするといふことが適当ではなかろうかといふことで、国民貯蓄組合制度にかえましては、預金、あるいは合同運用信託、あるいは公社債ないしは公社債投資信託、以上三種類のうちの一種類を選んでいただきまして、しかもある特定のそ

れを扱う預入先の金融機関を選んで、ただしまして、その窓口で元本五十円までのそれらの預金あるいは公社債、公社債投資信託の有価証券の購入、あるいは合同運用信託の預託といふものをやつていただきますと、その利子に対して所得税をかけないことにするといふものでござります。

つまり、簡単に申しますと、一人一店舗一種類の預貯金の元本五十万円までの利子については免税にする、こういうもので、従来の国民貯蓄組合制度も元本が五十万円までといふことになつておりますが、これは各営業所が守られるという建前に相なつておりますけれども、各店舗に分けて、一人が数店舗にそれぞれ持つた場合に、これを総合してその一人の人について五十万円までであるかどうかの確認につきましては、十分な取り締まりといいますか、規制は行ないにくかつたと思うのであります。

なお、架空名義等によるその制度の乱用といふようなことによりまして、大きな貯蓄を持つている人が乱用するというような弊害もいわれておつたわけでござります。昨年この制度の改正が行なわれましたけれども、なおその点につきましては十分な改善を加え得

なかつたのであります。今回はそのうちにかんがみまして、一人一種類一店舗五十五万までございまして、そのたゞには納税者の方が、預貯金者ががんの銀行等の店舗を通じまして所轄の税務署に対し少額貯蓄非課税申告書などのをお出し願う、こういうことにいたしておるのであります。もつとも、その中身は、ただ本人の住所氏名が認めされればいいわけでございまして、したがいまして、お互い同士、彼はだれの子供であるとか、奥さんであるとか、そういう縦き柄関係なり、あるいはどれだけの預貯金をするのであるかという元本の金額なり、そういうことは書かないのでありまして、ただ本人の住所氏名が正当であるということをなえわかれはいいわけですが、そういう申告書を出していただきまして、それが銀行の窓口から、銀行がまとめて税務署に送つてくる。その税務署は税務署ごとに名寄せをいたしておきまして、まあ二つ以上の金融機関においてそういうふうな仕組みになつておるわけでございます。

といふことは問題でござりまするの
で、従来の国民貯蓄組合の預金利子に
つきましては、四月及び五月中に支払
われるものは、何らの手續を要しない
でそのまま従来の貯蓄組合法による非
課税規定が働くことにしてお
るわけであります。六月以降引き続き
その貯蓄組合を少額貯蓄免税の対象に
したいといふときは、その最初の利
払い期までに、先ほど申しました貯蓄
非課税申告書をその金融機関にお出し
願えればよろしいといふことで、移り
変わりを考えております。

れば、一人一種類でなくて一人二種類まで、つまり合計で元本百万円まで免稅対象になり得る。もつとも、この措置は一年間でござります。

少額貯蓄非課税制度でございます。

第三番目の外国税額の控除制度の改

善でござりますが、これは非常に技術的な問題でござります。日本

の法人あるいは個人が外国で事業をいたしまして所得を得ました場合に、この外国でも所得税ないしは法人税がかかるわけでございます。その場合には、

まして、わが国の課税を行ないますので、そのままでは二重課税になるわけではございません。したがつて、それを緩和するために、わが国の税額から外国の税額を引くということで二重課税を防止しております。

これについての現在までの問題は、たとえばアメリカで一〇〇の所得を得

ました場合に、アメリカの税率が日本よりも高いわけであります。二万五千ドルをとえますと、その分には、法人の場合の例でございますが、五一%の法人税がかかつております。わが国の税率は上のほうで三八%ございますので、その差引一四といふものが控除になります。

くらいの金額留保所得からその課税が行なわれるかといふ点につきまして、これを引き上げております。現在は課税所得の一割または五十万円のいすゞが大きくなはうを引きまして、その残りの留保所得に対しまして一割から二割までの課税を行なうということでござりますが、今回、同族会社における留保所得というのも参考にしたり、ある

いは個人の所得税がこの二、三年間次第に軽減されてきておるというようだ

バランスから考えましても、**既存客**の割合が大なる金額まで引き上げるということにいたる。

したわけでもないます。
以上、簡単でございますけれども、
二法案につきまして補足説明を申し上

○委員長(佐野廣君) 武藤関税局総務
課長。

○説明員(武藤謙二郎君) 関税定率法等の一部を改正する法律案につきま

て、補足説明を申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたように、
今回お願いしておりますのは三十八品

目でござります。一昨年の改正は大改正でございまして、六百九十一になつております。昨年は三百三十八でござい

十八品目ぢりをもつて
す。

税率の関係は、法律で申しますと、
基本税率を直すほうは定率法のほうに
載りまして、期間を限つて暫定税率を
定める、このほうは暫定措置法と、両
方に分かれておりますので、どちらに
なる便宜上、「改正税率(案)及び現行税
率と両方を、現行と改正と並べて、そ
れ対照表」というものをお配りしてござ
りますが、これは暫定税率と基本税
率と両方を、現行と改正と並べて、そ
れになりやすいように示してございま
す。

三十八品目の内容でございますが、
引き上げが十三品目あるのにございま
すが、これは基本税率が三で、暫定税
率の関係が十と、合わせて十三となっ
ております。暫定税率の引き上げの中
には、後ほど御説明申し上げますが、
原油、重油とバナナというようなもの
が含まれております。それから、一部
引き上げというのが三品目ございます
が、これは全部暫定税率の引き上げで
ございます。次に、引き下げが十八品
目ございますが、これは基本税率が
二、暫定税率が十六、こうなつております
ます。それから、関税割当制度を新し
く採用するものというのは、これは暫
定で銅について関税割当制度を採用す
るということになります。それか
ら、関税割当制度を廃止するものが一
品目ございますが、これは暫定税率の
関係でタンクステン鉱がござります。

そのほか分類変更」というのが基本税率のほうでござります。合計しまして、基本税率の関係が七、暫定税率の関係が三十一、合わせて三十八となつております。

その中で主要品目について簡単に御説明いたしますと、まず、先ほどの「改正税率(案)及び現行税率対照表」をめぐつていただきますと、最初にバナナがござります。バナナにつきましては、このページの真ん中の辺に「バナナのうち生鮮のもの」というのがございまして、現行に基本税率が三一〇%、暫定税率が五〇%、こうなつております。改正案では、基本税率は動かしませんが、四月一日から一年間を限つて暫定税率を七〇%に引き上げるということにいたしております。これは、現在の五〇%の税率のままで四月一日から自由化することはいろいろと国内の競合のくだもの等につきまして影響があるというところで、七〇%に二一〇%引き上げて自由化をスタートする、これらは、次は、石油の関係でござりますが、この表をずっととくつていただきますと、十三ページにございまして、十三ページに番号「一七〇九、石油(原油に限る。)」といふところがござります。ここに現在の一キロリットル当たり五百三十円が、今度暫定で、

約二〇%の引き上げになりますが、六百四十円と、百十円引き上げる。これが原油の関係でございます。

その次に、「一七一〇石油」云々とございまして、真ん中よりちょっと下のところにカッコして、「(4) 重油及び粗油」というのがございまして、いと、温度における比重が〇・九〇三七以下のもの」云々、これはいわゆるA重油でございまして、A重油は、現在が一キロリットルにつき八百二十円のものが、いまして、百三十五円引き上げまして九百五十五円となる、こういう案でございます。それから、一枚めくつていただきますと、十四ページにロというところがございまして、これがB重油でございまして、百三十五円引き上げまして九百三十円が、

今度の改正で、原油の引き上げに見合つたように、その一〇%が二%上がりまして約二%の関税になりますが、さうして約二%のうち、四%は昨年から引き続いて返すわけですが、さらに六%を特別還付という形で、石炭の引き取りによって負担が増加する、それを限度として六%を返してやるということになつております。したがいまして、原油の関係だけにつきまして申しますと、昨年から引き続いての還付が四%、それから特別還付が六%、合わせて一〇%、こうなつております。

なお、今度の改正で、重油のほうも原油に見合つて、先ほど申しましたように引き上げますので、この引き上げ分も特別還付として返す、こういふことになつております。

次は、対抗措置の関係でござりますが、これは定率法の九条の二の改正でございますが、現在ガットで認めております緊急関税につきましては、国内法で、政令で緊急関税を動かせる、こ

ういうことになつていて、ガットで認

めていますが、現在ガットで認

めていますが、さらに長期引き取り契約を行なつてある電力と鉄がさらに

非常に手間がかかります。そこで、そ

れから、次は、今度新たに農業近

代化資金の貸付について、従来は系統

今度引き取りを増加する、その補てん措置といたしまして、暫定措置法の七条の六で特別還付という制度を設けてござります。この還付の関係を申し上げますと、昨年原油の関税が六%から一〇%に上がりました際に、石炭の引き取りに協力する電力、鉄につきましては、その四%の値上がり分を還付といたしまして、その四%の値上がり分を還付といたしまして、一方、現在暫定措置法の関係では、こういう特定用途の免

税、減税という関係につきましては、用途外使用を禁止する規定があり、また罰則がある、こうしたことになつておりませんので、今回の関係につきましてもそれと均衡をとりまして、同じよう規定の整備をする、こういう内容であります。

大体関税定率法等の一部を改正する法律案につきましての説明は以上のとおりでござります。よろしくお願いいたします。

次は、農家の所得税の納稅者全

ての納稅者中、農家の所得ののみで所得

所得税納稅者の何%であるか、数字をひとつ。最近五カ年間くらいの数字

を……。

それから次は、農家の所得税の納稅者中、主として農業の所得のみで所得

税の納稅者の対象となつてゐる農家の数。最近は農外所得が非常に多いの

で、私の聞かんとするところは、農家の農業所得だけで納稅者としての対象となつてゐる数がわかれれば、その数をひとつ示してもらいたい。それが第二です。

それから、次は、今度新たに農業近

代化資金の貸付について、従来は系統

ういう実態に即応するために、製品検査を随時の検査にする、こうしたこと

にいたしまして、一方、現在暫定措置

法の関係では、こういう特定用途の免

税、減税という関係につきましては、用

途外使用を禁止する規定があり、また

罰則がある、こうしたことになつてお

りますので、今回の関係につきまして

もそれと均衡をとりまして、同じよう

規定の整備をする、こういう内容で

あります。

次は、対抗措置の関係でござります

が、これは定率法の九条の二の改正で

ござりますが、現在ガットで認めてお

ります緊急関税につきましては、国内

法で、政令で緊急関税を動かせる、こ

ういうことになつていて、ガットで認

めていますが、同じように、ガットで認

めていますが、現在ガットで認

めていますが、ガットで認

農協を代理貸付の機関にしておったのですが、新たに銀行に代理業務をやらせることに今度改正をする案があるようですが、各府県ごとに、利子補給を始め以来今までの各府県ごとの借り入れ申し込み額と、貸付を決定した金額。これは、利子補給は最近始めたものでありますから、最初からやつを各府県ごとに示してもらいたい。それから、なおついでに、これに県と国がおののおの一分ずつといふようになことで、おなじくあります。それで、利子補給は二分、あるいはその他それ以上のところもあるかもしませんが、必ずしも県は一率ではないので、各府県ごとに利子補給しておるその率をひとつ調べておきたいと思います。

次は、第四番目に、法人税中、農業協同組合、同連合会、それから漁業協同組合及びその連合会の納入してある金額、これは最近五カ年間でけつこうですが、全体の法人税の何%になるか、何割になるか、その数字を調べて提供してもらいたい。

以上、資料をお願いしたいと思いますが、かなり数字がめんどうですかね。多少日にちがかかるかも知れませんが、正確な数字をお願いします。

○委員長(佐野廣君) よろしくどうぞ

○政府委員(池田清志君) よろしくどうぞ

○委員長(佐野廣君) 本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外國保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外國保険事業者に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のよきに改正する。

目次中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第二条第三項中「募集をする者の店舗」の下に「(以下「支店等」という。)」を加える。

第二章の章名中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第三条の見出しを「(免許等)」に改め、同条第一項中「外国保険事業者が」の下に「日本に支店等を設けて」を加え、同条第二項中「日本において免許」を「前項の免許」に改め、同条に次の五項を加える。

3 日本に支店等を設けない外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約を締結してはならない。ただし、次項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

4 日本に支店等を設けない外国保険事業者に対して日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行なう時までに、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならぬ。

5 大蔵大臣は、左の各号の一に該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不公正であるこ

二、当該保険契約の締結に代えて、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又はこの法律に基づき免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することができる。

三、当該保険契約の条件が、前号に規定する免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常附せられるべき条件に比して著しく権衡を失するものである。

四、当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

五、当該保険契約を締結することにより、日本における保険事業の健全な発達に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

六、前三項の規定は、当該保険契約が再保険契約である場合その他大蔵省令で定める場合には、適用しない。

七、第一項の免許を受けた外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、大蔵省令で定める場合には、除外し日本においてこれを締結し

第五条中「外国保険事業者」の下に「〔第三条第一項の免許を受けたものに限る。〕」に改め、「〔昭和十四年法律第四十一号〕」を削る。

第九条第一項中「含む。」を「含み、第三条第一項の免許を受けたものに限る。」に改め、「〔昭和十九年法律第一項の免許を受けたものに限る。〕」を改める。

第十四条中「外国生命保険事業者は」を「外国生命保険事業者(第三条第一項の免許を受けたものに限る。)」に改める。

第十五条第一項中「外国損害保険事業者は」を「外国損害保険事業者(第三条第一項の免許を受けたものに限る。)」に改める。

第二十一条第一項中「日本において事業を営む」を「保険業法又はこの法律に基づき免許を受けた」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二 第三条第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条の三 第三条四項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十五条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

」の法律は、公布の日から起算附則

して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

案 一、法人税法の一部を改正する法律

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法（昭和二十二年法律第11
十七号）の一部を次のように改正す
る。

第六条の次に次の二条を加える。
（少額預金等の利子所得の非課税）

第六条の二 個人が、命令の定めるところにより、左に掲げる預金、
合同運用信託又は有価証券を、金
融機関その他の預金の受入れをな
す者又は証券業者で命令で定める
ものの営業所、事務所その他これ
らに準ずるもの（以下本条におい

する場合において、当該預入、信託又は購入の際、当該預金、合同運用信託又は有価証券につき本項

の規定の適用を受けようとする旨

を記載した書類で命令で定めるものと提出したときは、当該預金又は合同運用信託で当該書類に係る

ものにあつてはそれぞれその元本

の合計額がその利子又は利益の計算期間を通じて五十万円をこえな

場合、当該有価証券で当該書類

号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券のうち第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載されたものにつき、かつ、当該申告書に記載された金融機関の営業所等に對してのみ、これを提出することができる。

を記載することができるものとし、一の非課税貯蓄申告書を提出した場合においては、命令で定める場合を除き、他の非課税貯蓄申告書は、これを提出することができなくなる。

同項の次に次の二項を加える。
居住者がその年において課せられた外國の所得税の額がその年の外税控除限度額をこえる場合(会令で定める場合を除く)において、その年の前年以前五年内の各

第一項から前項までに定めるものほか、第一項の原本及び類面金額等の計算の方法、第一項に規定する書類及び非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した住所又は氏名を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

金匱

第一項第一号中「七十
万五千円」に改める。

第十一條の九第一項中「三万円」を「三万五千円」に改める。

第十五条の九第一項中「前項の規定による控除」を「外国税控除額の控除」に改め、同条第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所についてつき」を削り、「当該所得の生じた日又は期間の属する年分の」を

「当該」に改め、「命令の定めるところ」に記入する。

「課せられた税額」を「課せら

「外國に支拂った所得税に相当する税（以下「外國の所得税といふ。）の額」に改め、

第五部 大蔵委員會會議錄第九号

昭和三十八年二月二十一日

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

一月額表

甲 表

(一)

イ月額表
甲表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額												
昭和三十八年二月二十一日	27,100	27,500	1,020	260	30	0	0	0	0	0	0	3,312		
	27,500	28,100	1,070	290	60	0	0	0	0	0	0	3,388		
	28,100	28,700	1,120	330	100	0	0	0	0	0	0	3,502		
	28,700	29,300	1,170	370	140	0	0	0	0	0	0	3,616		
	29,300	29,900	1,220	410	170	0	0	0	0	0	0	3,730		
	29,900	30,500	1,270	450	210	0	0	0	0	0	0	3,853		
	30,500	31,100	1,310	480	250	20	0	0	0	0	0	3,993		
	31,100	31,700	1,360	520	290	60	0	0	0	0	0	4,185		
	31,700	32,300	1,410	560	330	90	0	0	0	0	0	4,377		
	32,300	32,900	1,460	600	370	130	0	0	0	0	0	4,569		
	32,900	33,500	1,510	640	400	170	0	0	0	0	0	4,761		
	33,500	34,100	1,580	680	440	210	0	0	0	0	0	4,938		
	34,100	34,700	1,660	730	480	250	20	0	0	0	0	5,106		
	34,700	35,300	1,740	780	530	290	60	0	0	0	0	5,266		
	35,300	35,900	1,820	840	570	340	100	0	0	0	0	5,425		
	35,900	36,500	1,900	890	610	380	150	0	0	0	0	5,584		
	36,500	37,100	1,980	940	660	420	190	0	0	0	0	5,743		
	37,100	37,700	2,060	1,000	710	470	230	0	0	0	0	5,902		
	37,700	38,300	2,140	1,050	760	510	280	40	0	0	0	6,061		
	38,300	38,900	2,220	1,110	820	550	320	90	0	0	0	6,220		
	38,900	39,500	2,300	1,160	870	600	360	130	0	0	0	6,379		
	39,500	40,100	2,390	1,210	920	640	410	170	0	0	0	6,538		
	40,100	40,700	2,470	1,270	980	690	450	220	0	0	0	6,697		
	40,700	41,300	2,550	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	6,856		
	41,300	41,900	2,630	1,380	1,090	790	540	300	70	0	0	7,015		
	41,900	42,500	2,710	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	7,174		
	42,500	43,100	2,790	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	7,333		
	43,100	43,700	2,870	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	7,511		
	43,700	44,300	2,950	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	7,730		
	44,300	44,900	3,030	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	7,949		
	44,900	45,500	3,110	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	8,168		
	45,500	46,500	3,220	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	8,387		
	46,500	47,500	3,360	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	8,752		
	47,500	48,500	3,490	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	9,117		
	48,500	49,500	3,630	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	9,482		
	49,500	50,500	3,760	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0	9,847	
	50,500	51,500	3,900	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	50	10,212	
	51,500	52,500	4,030	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120	10,577	
	52,500	53,500	4,170	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190	10,942	
	53,500	54,500	4,300	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490	260	30	11,307
	54,500	55,500	4,440	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330	100	11,672
	55,500	56,500	4,570	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	410	170	12,037
	56,500	57,500	4,710	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480	240	12,402
	57,500	58,500	4,840	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550	320	12,767
	58,500	59,500	4,980	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	13,132
	59,500	60,500	5,120	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710	470	13,492
	60,500	61,500	5,280	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810	550	13,933
	61,500	62,500	5,480	4,110	3,870	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910	630	14,350
	62,500	63,500	5,680	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010	720	14,750
	63,500	64,500	5,880	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110	820	15,150

イ 月額表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
64,500	65,500	6,080	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210	920	15,550
65,500	66,500	6,280	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310	1,020	15,950
66,500	67,500	6,480	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410	1,120	16,350
67,500	68,500	6,680	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510	1,220	16,750
68,500	69,500	6,880	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660	1,320	17,150
69,500	70,500	7,080	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	17,550
70,500	71,500	7,280	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960	1,520	17,950
71,500	72,500	7,480	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110	1,670	18,350
72,500	73,500	7,680	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260	1,820	18,750
73,500	74,500	7,880	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410	1,970	19,150
74,500	75,500	8,080	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560	2,120	19,550
75,500	76,500	8,280	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710	2,270	19,950
76,500	78,000	8,530	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900	2,460	20,350
78,000	79,500	8,830	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	20,950
79,500	81,000	9,130	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350	2,910	21,550
81,000	82,500	9,430	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	22,150
82,500	84,000	9,730	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800	3,360	22,750
84,000	85,500	10,030	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	23,350
85,500	87,000	10,350	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250	3,810	24,042
87,000	88,500	10,730	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470	4,040	24,733
88,500	90,000	11,100	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700	4,260	25,408
90,000	91,500	11,480	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920	4,490	26,083
91,500	93,000	11,850	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150	4,710	26,758
93,000	94,500	12,230	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420	4,940	27,433
94,500	96,000	12,600	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720	5,160	28,108
96,000	97,500	12,980	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020	5,430	28,783
97,500	99,000	13,350	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320	5,730	29,458
99,000	100,500	13,730	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620	6,030	30,133
100,500	102,000	14,100	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920	6,330	30,808
102,000	103,500	14,480	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220	6,630	31,483
103,500	105,000	14,850	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520	6,930	32,158
105,000	106,500	15,230	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820	7,230	32,833
106,500	108,000	15,600	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120	7,530	33,508
108,000	109,500	15,980	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420	7,830	34,183
109,500	111,000	16,350	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720	8,130	34,858
111,000	112,500	16,730	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,900	10,180	9,600	9,020	8,430	35,533
112,500	114,000	17,100	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320	8,730	36,208
114,000	115,500	17,480	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,650	10,920	10,200	9,620	9,030	36,908
115,500	117,000	17,850	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920	9,330	37,733
117,000	118,500	18,230	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,400	11,670	10,940	10,220	9,630	38,558
118,500	120,000	18,610	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580	9,930	39,383
120,000	122,000	19,130	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020	10,290	40,167
122,000	124,000	19,730	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520	10,790	41,167
124,000	126,000	20,330	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	42,167
126,000	128,000	20,930	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520	11,790	43,167
128,000	130,000	21,530	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020	12,290	44,167
130,000	132,000	22,130	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520	12,790	45,167
132,000	134,000	22,730	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020	13,290	46,167
134,000	136,000	23,330	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520	13,790	47,167
136,000	138,000	23,930	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020	14,290	48,167

イ 月額表
甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
138,000	140,000	24,530	21,910	21,080	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520	14,790	49,167
140,000	142,000	25,130	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020	15,290	50,167
142,000	144,000	25,730	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520	15,790	51,167
144,000	146,000	26,330	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020	16,290	52,167
146,000	148,000	26,930	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520	16,790	53,167
148,000	150,000	27,530	24,910	24,080	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020	17,290	54,167
150,000	152,000	28,130	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520	17,790	55,167
152,000	154,000	28,730	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110	18,290	56,167
154,000	156,000	29,330	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710	18,830	57,167
156,000	158,000	29,930	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310	19,430	58,167
158,000	160,000	30,530	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910	20,030	59,167
160,000	162,000	31,130	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510	20,630	60,167
162,000	164,000	31,730	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110	21,230	61,167
164,000	166,000	32,330	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710	21,830	62,167
166,000	168,000	32,930	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310	22,430	63,167
168,000	170,000	33,530	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910	23,030	64,167
170,000	172,000	34,220	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510	23,630	65,125
172,000	174,000	34,920	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110	24,230	66,025
174,000	176,000	35,620	32,710	31,330	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710	24,830	66,925
176,000	178,000	36,320	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310	25,430	67,825
178,000	180,000	37,020	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910	26,030	68,900
180,000	182,000	37,720	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510	26,630	70,000
182,000	184,000	38,420	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110	27,230	71,100
184,000	186,000	39,120	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,830	72,200
186,000	188,000	39,820	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310	28,430	73,300
188,000	190,000	40,520	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910	29,030	74,400
190,000	192,000	41,220	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510	29,630	75,500
192,000	194,000	41,920	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110	30,230	76,600
194,000	196,000	42,620	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710	30,830	77,700
196,000	198,000	43,320	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310	31,430	78,800
198,000	200,000	44,020	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910	32,030	79,900
200,000 円		44,370	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210	32,330	81,000
200,000 円をこえ 228,000 円に満たない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											81,000 円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額

一

イ 月額表
甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額											
	扶養親族等の数																						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人												
以上	税額																						
228,000円	54,170	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010	42,130	93,600											
228,000円をこえ353,000円に満たない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											93,600円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
353,000円	104,170	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010	92,130	156,100											
353,000円をこえ520,000円に満たない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											156,100円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
520,000円	179,320	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160	167,280	247,950											
520,000円をこえる金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											247,950円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額																							
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																							

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ブ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに440円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(1)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

乙 表 (控除対象配偶者がない、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額								
19,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	30	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	110	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	140	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	260	30	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	290	60	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	310	80	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	340	110	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	370	130	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	390	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	420	180	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	440	210	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	470	230	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	490	260	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	530	290	60	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	560	330	100	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	600	370	140	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	640	410	170	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	680	450	210	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	730	480	250	20	0	0	0	0	0
31,100	31,700	780	520	290	60	0	0	0	0	0
31,700	32,300	830	560	330	90	0	0	0	0	0
32,300	32,900	870	600	370	130	0	0	0	0	0
32,900	33,500	920	640	400	170	0	0	0	0	0
33,500	34,100	970	680	440	210	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,020	730	480	250	20	0	0	0	0
34,700	35,300	1,070	780	530	290	60	0	0	0	0
35,300	35,900	1,130	840	570	340	100	0	0	0	0
35,900	36,500	1,180	890	610	380	150	0	0	0	0
36,500	37,100	1,240	940	660	420	190	0	0	0	0
37,100	37,700	1,290	1,000	710	470	230	0	0	0	0
37,700	38,300	1,340	1,050	760	510	280	40	0	0	0
38,300	38,900	1,400	1,110	820	550	320	90	0	0	0
38,900	39,500	1,450	1,160	870	600	360	130	0	0	0
39,500	40,100	1,510	1,210	920	640	410	170	0	0	0
40,100	40,700	1,590	1,270	980	690	450	220	0	0	0
40,700	41,300	1,670	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0
41,300	41,900	1,750	1,380	1,090	790	530	300	70	0	0
41,900	42,500	1,830	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0
42,500	43,100	1,920	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0
43,100	43,700	2,000	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0
43,700	44,300	2,080	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0
44,300	44,900	2,160	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0
44,900	45,500	2,240	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0

イ 月額表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額											
	扶養親族の数											
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額										
45,500	46,500	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	
46,500	47,500	2,480	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0	
47,500	48,500	2,620	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0	
48,500	49,500	2,750	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0	
49,500	50,500	2,890	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0	
50,500	51,500	3,020	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	40	
51,500	52,500	3,160	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120	
52,500	53,500	3,290	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190	
53,500	54,500	3,430	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,080	740	490	260	
54,500	55,500	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330	
55,500	56,500	3,700	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	400	
56,500	57,500	3,830	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480	
57,500	58,500	3,970	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550	
58,500	59,500	4,100	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	
59,500	60,500	4,250	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710	
60,500	61,500	4,400	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810	
61,500	62,500	4,550	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910	
62,500	63,500	4,700	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010	
63,500	64,500	4,850	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110	
64,500	65,500	5,000	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210	
65,500	66,500	5,150	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310	
66,500	67,500	5,320	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410	
67,500	68,500	5,520	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510	
68,500	69,500	5,720	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660	
69,500	70,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	
70,500	71,500	6,120	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960	
71,500	72,500	6,320	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110	
72,500	73,500	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260	
73,500	74,500	6,720	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410	
74,500	75,500	6,920	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560	
75,500	76,500	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710	
76,500	78,000	7,370	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900	
78,000	79,500	7,670	7,080	6,500	5,920	5,380	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	
79,500	81,000	7,970	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350	
81,000	82,500	8,270	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	
82,500	84,000	8,570	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800	
84,000	85,500	8,870	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	
85,500	87,000	9,170	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250	
87,000	88,500	9,470	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470	
88,500	90,000	9,770	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700	
90,000	91,500	10,070	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920	
91,500	93,000	10,400	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150	
93,000	94,500	10,770	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420	
94,500	96,000	11,150	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720	
96,000	97,500	11,520	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020	
97,500	99,000	11,900	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320	
99,000	100,500	12,270	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620	
100,500	102,000	12,650	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920	
102,000	103,500	13,020	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220	
103,500	105,000	13,400	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520	

イ月額表

乙表

(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上未満	税額										
105,000	106,500	13,770	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820
106,500	108,000	14,150	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120
108,000	109,500	14,520	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420
109,500	111,000	14,900	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,980	9,300	8,720
111,000	112,500	15,270	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,890	10,180	9,600	9,020
112,500	114,000	15,650	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320
114,000	115,500	16,020	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,640	10,920	10,200	9,620
115,500	117,000	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920
117,000	118,500	16,770	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,390	11,670	10,940	10,220
118,500	120,000	17,150	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580
120,000	122,000	17,580	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020
122,000	124,000	18,080	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520
124,000	126,000	18,580	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020
126,000	128,000	19,180	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520
128,000	130,000	19,780	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020
130,000	132,000	20,380	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520
132,000	134,000	20,980	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020
134,000	136,000	21,580	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520
136,000	138,000	22,180	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020
138,000	140,000	22,780	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520
140,000	142,000	23,380	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020
142,000	144,000	23,980	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520
144,000	146,000	24,580	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020
146,000	148,000	25,180	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520
148,000	150,000	25,780	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020
150,000	152,000	26,380	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520
152,000	154,000	26,980	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110
154,000	156,000	27,580	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710
156,000	158,000	28,180	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310
158,000	160,000	28,780	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910
160,000	162,000	29,380	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510
162,000	164,000	29,980	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110
164,000	166,000	30,580	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710
166,000	168,000	31,180	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310
168,000	170,000	31,780	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910
170,000	172,000	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510
172,000	174,000	32,980	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110
174,000	176,000	33,580	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710
176,000	178,000	34,280	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310
178,000	180,000	34,980	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910
180,000	182,000	35,680	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510
182,000	184,000	36,380	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110
184,000	186,000	37,080	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710
186,000	188,000	37,780	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310
188,000	190,000	38,480	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910
190,000	192,000	39,180	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510
192,000	194,000	39,880	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110
194,000	196,000	40,580	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710
196,000	198,000	41,280	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310
198,000	200,000	41,980	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910

イ 月額表
乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上未満	税額																			
200,000円	42,330	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210										
200,000円をこえ 228,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額																			
228,000円	52,130	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010										
228,000円をこえ 353,000円に満た ない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額																			
353,000円	102,130	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010										
353,000円をこえ 520,000円に満た ない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額																			
520,000円	177,280	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160										
520,000円をこえ る金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (1) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (2) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表
甲 表
(一)

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
	扶養親族等の数														
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未満	税額													
1,140	1,160	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	172	0		
1,160	1,180	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	177	0		
1,180	1,200	60	25	20	10	5	0	0	0	0	0	183	0		
1,200	1,220	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	188	0		
1,220	1,240	65	30	20	15	5	0	0	0	0	0	193	0		
1,240	1,260	70	35	25	15	5	0	0	0	0	0	199	0		
1,260	1,280	70	35	25	15	10	0	0	0	0	0	204	0		
1,280	1,300	75	35	25	20	10	0	0	0	0	0	209	0		
1,300	1,320	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	214	0		
1,320	1,340	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	220	0		
1,340	1,360	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	225	0		
1,360	1,380	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	230	0		
1,380	1,400	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	236	0		
1,400	1,440	90	50	40	30	20	10	5	0	0	0	241	0		
1,440	1,480	95	50	40	30	20	15	5	0	0	0	253	3		
1,480	1,520	100	60	45	35	25	15	10	0	0	0	267	5		
1,520	1,560	105	65	50	40	30	20	10	5	0	0	282	8		
1,560	1,600	110	70	55	45	35	25	15	5	0	0	296	10		
1,600	1,640	120	75	60	45	35	25	20	10	0	0	311	13		
1,640	1,680	125	80	65	50	40	30	20	15	5	0	326	16		
1,680	1,720	130	85	70	55	45	35	25	15	10	0	340	19		
1,720	1,760	135	90	75	60	45	35	30	20	10	5	355	22		
1,760	1,800	140	95	80	65	50	40	30	20	15	5	369	25		
1,800	1,840	145	100	85	70	55	45	35	25	15	10	384	28		
1,840	1,880	150	105	90	75	60	50	40	30	20	10	399	30		
1,880	1,920	155	110	95	80	70	55	40	30	20	15	413	34		
1,920	1,960	160	115	100	90	75	60	45	35	25	20	428	38		
1,960	2,000	165	125	110	95	80	65	50	40	30	20	442	41		
2,000	2,040	175	130	115	100	85	70	55	45	35	25	457	45		
2,040	2,080	180	135	120	105	90	75	60	50	40	30	474	48		
2,080	2,120	190	140	125	110	95	80	65	55	40	30	490	52		
2,120	2,160	195	145	130	115	105	90	75	60	45	35	506	56		
2,160	2,200	205	155	140	125	110	95	80	65	50	40	522	59		
2,200	2,240	215	160	145	130	115	100	85	70	55	45	538	63		
2,240	2,280	220	165	150	135	120	105	90	75	60	50	554	66		
2,280	2,320	230	170	155	140	125	110	95	85	70	55	570	71		
2,320	2,360	235	180	160	145	135	120	105	90	75	60	586	77		
2,360	2,400	245	185	170	155	140	125	110	95	80	65	602	82		
2,400	2,440	255	195	175	160	145	130	115	100	85	70	618	87		
2,440	2,480	260	200	185	165	150	135	120	105	90	75	634	93		
2,480	2,520	270	210	190	170	155	140	125	115	100	85	650	98		
2,520	2,560	275	220	200	180	165	150	135	120	105	90	666	104		
2,560	2,600	285	225	205	185	170	155	140	125	110	95	682	109		
2,600	2,640	295	235	215	195	175	160	145	130	115	100	698	114		
2,640	2,700	305	245	225	205	185	170	155	140	125	110	714	120		
2,700	2,760	315	255	235	215	200	180	160	145	130	120	738	128		
2,760	2,820	325	270	250	230	210	190	170	155	140	125	762	137		
2,820	2,880	340	280	260	240	220	200	180	165	150	135	786	146		
2,880	2,940	355	290	275	255	235	215	195	175	160	145	810	155		
2,940	3,000	370	305	285	265	245	225	205	185	170	155	842	164		

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
	扶 養 親 族 等 の 数														
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未 満	税 額													
3,000	3,080	385	315	295	275	260	240	220	200	180	165	150	869	173	
3,060	3,120	400	330	310	290	270	250	230	210	190	170	155	896	182	
3,120	3,180	415	340	320	300	280	260	240	225	205	185	165	923	191	
3,180	3,240	430	355	335	315	295	275	255	235	215	195	175	950	200	
3,240	3,300	445	370	345	325	305	285	265	245	225	210	190	977	209	
3,300	3,360	460	385	360	335	320	300	280	260	240	220	200	1,004	218	
3,360	3,420	475	400	375	350	330	310	290	270	250	230	210	1,031	227	
3,420	3,480	490	415	390	365	340	320	300	285	265	245	225	1,058	236	
3,480	3,540	505	430	405	380	355	335	315	295	275	255	235	1,085	247	
3,540	3,600	520	445	420	395	370	345	325	305	285	270	250	1,112	259	
3,600	3,660	535	460	435	410	385	360	340	320	300	280	260	1,139	271	
3,660	3,720	550	475	450	425	400	375	355	330	310	290	270	1,166	283	
3,720	3,780	565	490	465	440	415	390	370	345	325	305	285	1,193	295	
3,780	3,840	580	505	480	455	430	405	385	360	335	315	295	1,220	307	
3,840	3,900	595	520	495	470	445	420	400	375	350	330	310	1,252	319	
3,900	3,960	610	535	510	485	460	435	415	390	365	340	320	1,285	331	
3,960	4,020	625	550	525	500	475	450	430	405	380	355	330	1,318	343	
4,020	4,080	640	565	540	515	490	465	445	420	395	370	345	1,349	355	
4,080	4,140	660	580	555	530	505	480	460	435	410	385	360	1,379	367	
4,140	4,200	680	595	570	545	520	495	475	450	425	400	375	1,409	379	
4,200	4,260	695	610	585	560	535	510	490	465	440	415	390	1,439	391	
4,260	4,320	715	625	600	575	550	525	505	480	455	430	405	1,469	403	
4,320	4,380	730	645	615	590	565	540	520	495	470	445	420	1,499	415	
4,380	4,440	750	660	635	605	580	555	535	510	485	460	435	1,529	427	
4,440	4,500	770	680	650	620	595	570	550	525	500	475	450	1,559	439	
4,500	4,580	790	700	670	640	615	590	565	540	515	490	465	1,589	451	
4,580	4,660	815	725	695	665	635	610	585	560	535	510	485	1,629	469	
4,660	4,740	835	750	720	690	660	630	605	580	555	530	505	1,669	489	
4,740	4,820	860	775	745	715	685	655	625	600	575	550	525	1,709	509	
4,820	4,900	885	795	770	740	710	680	650	620	595	570	545	1,749	529	
4,900	4,980	910	820	790	760	735	705	675	645	615	590	565	1,789	549	
4,980	5,060	935	845	815	785	755	730	700	670	640	610	585	1,829	569	
5,060	5,140	955	870	840	810	780	750	720	695	665	635	605	1,869	589	
5,140	5,220	980	895	865	835	805	775	745	715	685	660	630	1,909	609	
5,220	5,300	1,005	915	890	860	830	800	770	740	710	680	655	1,949	629	
5,300	5,380	1,030	940	910	880	855	825	795	765	735	705	675	1,989	649	
5,380	5,460	1,055	965	935	905	875	850	820	790	760	730	700	2,029	669	
5,460	5,540	1,075	990	960	930	900	870	840	815	785	755	725	2,069	689	
5,540	5,620	1,100	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780	750	2,109	709	
5,620	5,700	1,125	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800	775	2,149	729	
5,700	5,780	1,155	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825	795	2,186	749	
5,780	5,860	1,180	1,085	1,055	1,025	995	970	940	910	880	850	820	2,222	769	
5,860	5,940	1,210	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875	845	2,258	789	
5,940	6,020	1,240	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900	870	2,300	809	
6,020	6,100	1,265	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920	895	2,344	829	
6,100	6,180	1,295	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945	915	2,388	850	
6,180	6,260	1,320	1,220	1,185	1,150	1,115	1,090	1,060	1,030	1,000	970	940	2,432	874	
6,260	6,340	1,350	1,250	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	2,476	898	
6,340	6,420	1,380	1,275	1,240	1,205	1,175	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020	990	2,520	922	
6,420	6,500	1,405	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,015	2,564	946	

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額		
	扶養親族等の数														
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上未満	税額														
6,500円	1,420	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055	1,025	2,608	970		
6,500円をこえ 7,590円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,608円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額	970円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額		
7,590円	1,800	1,695	1,665	1,630	1,595	1,560	1,525	1,495	1,465	1,435	1,405	3,098	1,350		
7,590円をこえ 11,750円に満 たない金額	7,590円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,098円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額	1,350円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額		
11,750円	3,465	3,360	3,330	3,295	3,260	3,225	3,190	3,160	3,130	3,100	3,070	5,178	3,015		
11,750円をこ え17,310円に 満たない金額	11,750円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,178円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	3,015円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額		

口 日額表
甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額											
	扶養親族等の数																							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人													
以上 未満	税額																							
17,310円	5,965	5,860	5,830	5,795	5,760	5,725	5,690	5,660	5,630	5,600	5,570	8,236	5,515											
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,236円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	5,515円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額																								
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																								
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																								

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(イ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(ア) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人である者として(ア)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(ア) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(ア)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ア)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労務者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は120円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(ア)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

口日額表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額									
円 700 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
700	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	10	5	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	20	10	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,120	1,140	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,160	1,180	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,180	1,200	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,200	1,220	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,220	1,240	40	30	20	15	0	0	0	0	0
1,240	1,260	40	30	25	15	0	0	0	0	0
1,260	1,280	45	35	25	15	10	0	0	0	0
1,280	1,300	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,300	1,320	50	40	30	20	10	0	0	0	0
1,320	1,340	50	40	30	20	15	0	0	0	0
1,340	1,360	50	40	30	20	15	0	0	0	0
1,360	1,380	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,380	1,400	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,400	1,440	60	50	40	30	20	10	0	0	0
1,440	1,480	65	50	40	30	20	15	0	0	0
1,480	1,520	70	60	45	35	25	15	10	0	0
1,520	1,560	80	65	50	40	30	20	10	5	0
1,560	1,600	85	70	55	45	35	25	15	5	0
1,600	1,640	90	75	60	45	35	25	20	10	0
1,640	1,680	95	80	65	50	40	30	20	15	0
1,680	1,720	100	85	70	55	45	35	25	15	0
1,720	1,760	105	90	75	60	45	35	30	20	10
1,760	1,800	110	95	80	65	50	40	30	20	15

口 日額表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額									
1,800	1,840	115	100	85	70	55	45	35	25	15
1,840	1,880	120	105	90	75	60	50	40	30	20
1,880	1,920	125	110	95	80	70	55	40	30	20
1,920	1,960	130	115	100	90	75	60	45	35	25
1,960	2,000	135	125	110	95	80	65	50	40	30
2,000	2,040	145	130	115	100	85	70	55	45	35
2,040	2,080	150	135	120	105	90	75	60	50	40
2,080	2,120	155	140	125	110	95	80	65	55	40
2,120	2,160	160	145	130	115	105	90	75	60	45
2,160	2,200	165	155	140	125	110	95	80	65	50
2,200	2,240	175	160	145	130	115	100	85	70	55
2,240	2,280	180	165	150	135	120	105	90	75	60
2,280	2,320	190	170	155	140	125	110	95	85	70
2,320	2,360	200	180	160	145	135	120	105	90	75
2,360	2,400	205	185	170	155	140	125	110	95	80
2,400	2,440	215	195	175	160	145	130	115	100	85
2,440	2,480	220	200	185	165	150	135	120	105	90
2,480	2,520	230	210	190	170	155	140	125	115	100
2,520	2,560	240	220	200	180	165	150	135	120	105
2,560	2,600	245	225	205	185	170	155	140	125	110
2,600	2,640	255	235	215	195	175	160	145	130	115
2,640	2,700	265	245	225	205	185	165	155	140	125
2,700	2,760	275	255	235	215	195	180	160	145	130
2,760	2,820	290	270	250	230	210	190	170	155	140
2,820	2,880	300	280	260	240	220	200	180	165	150
2,880	2,940	310	290	275	255	235	215	195	175	160
2,940	3,000	325	305	285	265	245	225	205	185	170
3,000	3,060	335	315	295	275	255	240	220	200	180
3,060	3,120	350	330	310	290	270	250	230	210	190
3,120	3,180	365	340	320	300	280	260	240	225	205
3,180	3,240	380	355	335	315	295	275	255	235	215
3,240	3,300	395	370	345	325	305	285	265	245	225
3,300	3,360	410	385	360	335	315	300	280	260	240
3,360	3,420	425	400	375	350	330	310	290	270	250
3,420	3,480	440	415	390	365	340	320	300	285	265
3,480	3,540	455	430	405	380	355	335	315	295	275
3,540	3,600	470	445	420	395	370	345	325	305	285
3,600	3,660	485	460	435	410	385	360	340	320	300
3,660	3,720	500	475	450	425	400	375	355	330	310
3,720	3,780	515	490	465	440	415	390	370	345	325
3,780	3,840	530	505	480	455	430	405	385	360	335
3,840	3,900	545	520	495	470	445	420	400	375	350
3,900	3,960	560	535	510	485	460	435	415	390	365
3,960	4,020	575	550	525	500	475	450	430	405	380
4,020	4,080	590	565	540	515	490	465	445	420	395
4,080	4,140	605	580	555	530	505	480	460	435	410
4,140	4,200	620	595	570	545	520	495	475	450	425
4,200	4,260	635	610	585	560	535	510	490	465	440
4,260	4,320	655	625	600	575	550	525	505	480	455
4,320	4,380	675	645	615	590	565	540	520	495	470

口 日額表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上未満	税額										
4,380 円	4,440	690	660	635	605	580	555	535	510	485	460
4,440	4,500	710	680	650	620	595	570	550	525	500	475
4,500	4,580	730	700	670	640	615	590	565	540	515	490
4,580	4,660	755	725	695	665	635	610	585	560	535	510
4,660	4,740	780	750	720	690	660	630	605	580	555	530
4,740	4,820	800	775	745	715	685	655	625	600	575	550
4,820	4,900	825	795	770	740	710	680	650	620	595	570
4,900	4,980	850	820	790	760	735	705	675	645	615	590
4,980	5,060	875	845	815	785	755	725	700	670	640	610
5,060	5,140	900	870	840	810	780	750	720	695	665	635
5,140	5,220	920	895	865	835	805	775	745	715	685	660
5,220	5,300	945	915	890	860	830	800	770	740	710	680
5,300	5,380	970	940	910	880	855	825	795	765	735	705
5,380	5,460	995	965	935	905	875	845	820	790	760	730
5,460	5,540	1,020	990	960	930	900	870	840	815	785	755
5,540	5,620	1,040	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780
5,620	5,700	1,065	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800
5,700	5,780	1,090	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825
5,780	5,860	1,115	1,085	1,055	1,025	995	965	940	910	880	850
5,860	5,940	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875
5,940	6,020	1,170	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900
6,020	6,100	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920
6,100	6,180	1,225	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945
6,180	6,260	1,255	1,220	1,185	1,150	1,115	1,085	1,060	1,030	1,000	970
6,260	6,340	1,280	1,245	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995
6,340	6,420	1,310	1,275	1,240	1,205	1,170	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020
6,420	6,500	1,340	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040
6,500 円		1,350	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055
6,500 円をこえ 7,590 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35 % に相当する金額を加算した金額										
7,590 円		1,730	1,695	1,665	1,630	1,595	1,560	1,525	1,495	1,465	1,435
7,590 円をこえ 11,750 円に満た ない金額	7,590 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590 円をこえる 金額の 40 % に相当する金額を加算した金額										
11,750 円		3,395	3,360	3,330	3,295	3,260	3,225	3,190	3,160	3,130	3,100
11,750 円をこえ 17,310 円に満た ない金額	11,750 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750 円をこえる 金額の 45 % に相当する金額を加算した金額										

口 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上	未満	税額																		
17,310円	円	5,895	円	5,860	円	5,830	円	5,795	円	5,760	円	5,725	円	5,690	円	5,660	円	5,630	円	5,600
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の規定の適用がある場合										乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
等の数											
6人	7人	8人	9人	10人以上							
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,500円未満	35,100円未満	37,700円未満	40,300円未満	42,900円未満	2,500円未満						
32,500	34,400	35,100	37,200	37,700	39,900	40,300	42,700	42,900	45,400	2,500	4,500
34,400	36,600	37,200	39,500	39,900	42,400	42,700	45,300	45,400	48,100	4,500	7,000
36,600	39,000	39,500	42,100	42,400	45,200	45,300	48,100	48,100	50,800	7,000	9,500
39,000	43,800	42,100	46,700	45,200	48,700	48,100	50,500	50,800	53,200	9,500	12,500
43,800	49,200	46,700	51,400	48,700	53,700	50,500	55,900	53,200	58,200	12,500	15,500
49,200	52,600	51,400	54,800	53,700	56,900	55,900	59,200	58,200	61,800	15,500	16,200
52,600	56,800	54,800	59,100	56,900	61,900	59,200	64,700	61,800	67,500	16,200	27,100
56,800	70,100	59,100	72,600	61,900	75,000	64,700	77,400	67,500	79,900	27,100	28,100
70,100	76,500	72,600	79,200	75,000	81,800	77,400	84,500	79,900	87,100	28,100	29,100
76,500	87,300	79,200	89,700	81,800	92,000	84,500	94,300	87,100	96,700	29,100	38,100
87,300	94,900	89,700	97,500	92,000	100,000	94,300	102,500	96,700	105,100	38,100	39,900
94,900	104,000	97,500	106,700	100,000	109,500	102,500	112,300	105,100	115,100	39,900	41,900
104,000	118,800	106,700	121,200	109,500	123,600	112,300	126,000	115,100	128,500	41,900	54,200
118,800	129,500	121,200	132,200	123,600	134,800	126,000	137,500	128,500	140,200	54,200	56,700
129,500	154,000	132,200	156,300	134,800	158,700	137,500	161,000	140,200	163,300	56,700	75,200
154,000	167,400	156,300	169,900	158,700	172,500	161,000	175,000	163,300	177,500	75,200	78,700
167,400	183,300	169,900	186,100	172,500	188,900	175,000	191,700	177,500	194,400	78,700	82,500
183,300	209,000	186,100	211,500	188,900	213,900	191,700	216,300	194,400	218,800	82,500	103,400
209,000	228,000	211,500	230,700	213,900	233,300	216,300	236,000	218,800	238,600	103,400	108,300
228,000	300,700	230,700	303,000	233,300	305,300	236,000	307,700	238,600	310,000	108,300	156,700
300,700	326,800	303,000	329,300	305,300	331,900	307,700	334,400	310,000	337,000	156,700	164,000
326,800	357,900	329,300	360,700	331,900	363,500	334,400	366,800	337,000	369,000	164,000	172,000
357,900	452,000	360,700	454,500	363,500	456,900	366,300	459,400	369,000	461,800	172,000	236,000
452,000	493,200	454,500	495,800	456,900	498,500	459,400	501,100	461,800	503,800	236,000	247,200
493,200円以上	495,800円以上	498,500円以上	501,100円以上	503,800円以上						247,200円以上	

額を求める。

う。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求めて、その行と「賞与の金額」欄の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賃与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号 イ若しくは ロ又は 同条第五項の

賃与の 金額に 乗るべき 率	第三十八条第一項第七号イ											
	扶養親族											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	前月の社会保険料控除											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0%	9,800円未満	18,600円未満	21,500円未満	24,400円未満	27,300円未満	29,900円未満						
2	9,800	10,500	18,600	19,800	21,500	22,900	24,400	26,000	27,300	28,800	29,900	31,700
4	10,500	11,200	19,800	21,200	22,900	24,600	26,000	27,800	28,800	30,800	31,700	33,700
6	11,200	12,100	21,200	22,900	24,600	26,500	27,800	29,700	30,800	32,800	33,700	35,900
8	12,100	22,700	22,900	30,900	26,500	32,900	29,700	35,300	32,800	38,100	35,900	41,000
10	22,700	28,800	30,900	36,000	32,900	38,700	35,300	41,400	38,100	44,100	41,000	46,800
12	28,800	31,300	36,000	39,700	38,700	42,600	41,400	45,600	44,100	48,300	46,800	50,400
14	31,300	49,100	39,700	50,700	42,600	50,700	45,600	50,700	48,300	52,100	50,400	54,500
16	49,100	52,400	50,700	58,200	50,700	60,400	50,700	62,800	52,100	65,300	54,500	67,700
18	52,400	56,100	58,200	63,300	60,400	65,900	62,800	68,600	65,300	71,200	67,700	73,900
20	56,100	68,700	63,300	75,700	65,900	78,000	68,600	80,300	71,200	82,700	73,900	85,000
22	68,700	74,600	75,700	82,200	78,000	84,800	80,300	87,300	82,700	89,900	85,000	92,400
24	74,600	81,700	82,200	90,100	84,800	92,900	87,300	95,600	89,900	98,400	92,400	101,200
26	81,700	99,300	90,100	106,600	92,900	109,000	95,600	111,500	98,400	113,900	101,200	116,300
28	99,300	108,300	106,600	116,300	109,000	118,900	111,500	121,600	113,900	124,200	116,300	126,900
30	108,300	135,300	116,300	142,300	118,900	144,700	121,600	147,000	124,200	149,300	126,900	151,700
32	135,300	147,100	142,300	154,700	144,700	157,200	147,000	159,800	149,300	162,300	151,700	164,900
34	147,100	161,100	154,700	169,400	157,200	172,200	159,800	175,000	162,300	177,800	164,900	180,600
36	161,100	189,600	169,400	196,900	172,200	199,300	175,000	201,700	177,800	204,200	180,600	206,600
38	189,600	206,800	196,900	214,800	199,300	217,400	201,700	220,100	204,200	222,700	206,600	225,400
40	206,800	282,000	214,800	289,000	217,400	291,300	220,100	293,700	222,700	296,000	225,400	298,300
42	282,000	306,500	289,000	314,100	291,300	316,700	293,700	319,200	296,000	321,700	298,300	324,300
44	306,500	335,700	314,100	344,000	316,700	346,800	319,200	349,600	321,700	352,400	324,300	355,200
46	335,700	432,600	344,000	439,900	346,800	442,400	349,600	444,800	352,400	447,200	355,200	449,700
48	432,600	472,000	439,900	479,900	442,400	482,600	444,800	485,200	447,200	487,900	449,700	490,500
50	472,000円以上	479,900円以上		482,600円以上		485,200円以上		487,900円以上		490,500円以上		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(1) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賃与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)をい

(c) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」

(d) (c)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(1) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (1)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か

養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族

に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)(3)と同様の場合には、

新法第十五条の九第三項の前年
以前五年内の各年のうちに昭和三
十七年以前五年内のいずれかの年
が含まれる場合には、その含まれ
る年に係る同項に規定するこえる
る年の計算に關しては、政令で定
めるところによる。

部分の金額はないものとする。

第九条 昭和三十八年分の所得税について、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額はないものとする。

はこれに該當しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる)から該當納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)の規定による雑損控除額、医療費控除額、社

除額並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一
条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額、扶養控除
額及び基礎控除額を控除し、そ
の残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計
算した障害者控除額から、同年分の所得
税額の計算の基礎となつた事実
に基づき、旧法の規定により計
算した障害者控除額、老年者控
除額、寡婦控除額、勤労学生控除
額、寄附金控除額、配当控除額及
び外国税控除額を控除した金額
二 納税義務者が旧法第四十条に
規定する給与の支払者から受け
た昭和三十七年中の支給に係る
給与所得について、同条第一項
第二号に掲げる税額の計算の基
礎となつた事実に基づいて求め
た新法第四十条第一項第一号に
掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外
の昭和三十七年中の支給に係る
給与所得について、旧法第三十
八条の規定により徴収された、
又は徴収されるべき税額

四 昭和三十七年分の所得につき
旧法第三十七条、第四十一条第
一項又は第四十二条の規定によ
り徴収された、又は徴収される
べき税額及び旧法第四十一条第
二項の規定により納付された税
額（旧法第十七条に規定する所
得、利子所得、退職所得、一時所
得、雑所得又はこれに該当しな
い臨時所得に係るもの）を除く。）
昭和三十七年分の所得税の総所
得金額の計算について旧法第十
一

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた納稅義務者の前項に定める昭和三十八年分の予定納稅基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総所得金額は、同号の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納稅義務者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとす

れた新法第十一條の二第三項の規定を適用した場合における同項に規定する事業専従者控除額のその前年において旧法第十一條の二第三項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額。

第一項第一号	昭和三十七年 改正前の所得稅法（以下 「旧法」という。）	昭和三十八年 新法	読み替えられる規定
第一項第三号	昭和三十七年 昭和三十一年 旧法	昭和三十八年 昭和三十八年 新法	読み替えられた新規 定による配偶者控除額
第一項第三号	昭和三十七年 昭和三十一年 旧法	昭和三十八年 昭和三十八年 新法	読み替えられた新規 定による配偶者控除額
第一項第四号	昭和三十七年 昭和三十七年 旧法	昭和三十八年 昭和三十八年 新法	読み替えられた新規 定による配偶者控除額
第二項	昭和三十七年 昭和三十七年 旧法	昭和三十八年 昭和三十八年 新法	読み替えられた新規 定による配偶者控除額
第三項	昭和三十七年 昭和三十七年 三千七百五十五円 附則第四条の規定によ り 読み替えられた新規 定による配偶者控除額	昭和三十八年 昭和三十八年 新法	読み替えられた新規 定による配偶者控除額

き給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

(施行日前に出国した者に係る更
三つ目)

正の請求)

に昭和三十八年分の所得税につき
旧法第二十九条第二項又は第三項
規定の見三二、四、五、六、七、八

後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税

につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規

定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正がなったときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十八年四月一日」とする。

(罰則に係る経過規定)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる旧国民貯蓄組合法の規定に基づく貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号ノ二を削り、第九号ノ三を第九号ノ二とし、第九号ノ三ノ二を第九号ノ三とする。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

第十三条の三第二項中「命令で定めることにより計算した金額は」の下に「命令の定めるところにより」を加え、「納付した」を「納付する」に、「前項」を「前三項」に、「当該内國法人が、命令の定めるところにより」を「当該内國法人が、当該外國の法人税」を「外国の法人税」に、「その配当を受ける日の属する」を「命令で定める」に改め、同条第四項中「前二項」を「前二項」に改め、「この法律の施行地外にその源泉がある所得（以下「國から生じた所得」という。）について」を「各事業年度において、」に、「当該所得の生じた日又は期間の属する事業年度」を「当該事業年度」に、「計算した金額」の下に「（以下外國税控除限度額といふ。）を加え、「各事業年度の所得」を「当該事業年度の所得」に改め、

る場合を除く。）において、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（以下本条において「前五年以内の各事業年度」という。）につき本条の規定により控除することができた金額のうちに当該前五年以内の各事業年度の外国税控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度における前項の規定による控除の限度は、

同項の規定にかわらず、当該事業年度の外國税控除限度額に、当該前五年以内の各事業年度の外国税控除限度額から当該控除することができた金額を控除した残額（命令で定める金額に限る。）に相当する金額を加算した金額とする。

内國法人が各事業年度において納付することとなる外國の法人税の額が当該事業年度の外國税控除限度額に満たない場合において、

その前五年以内の各事業年度において納付することとなる外國の法人税の額のうち当該前五年以内の各事業年度における前二項の規定による控除の限度をこえる部分の金額（命令で定める金額に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度分の法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。）があるときは、当該こえる部分の金額に相当する額の外國の法人税は、当該事業年度において納付することとなる外國の法人税の額が当該事業年度の外國税控除限度額をこえる場合（命令で定め

るところにより計算した金額は、ないものとする。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度分の法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第十条の三第二項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了したものがある場合におけるその事業年度に係る同項に規定する殘額の計算に関しては、政令で定めるところによる。

4 新法第十条の三第三項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了したものがある場合には、その事業年度に係る同項に規定するこ